

● 空き家等対策計画の策定進む

国土交通省は6月30日までに、空き家対策特別措置法に基づいて市町村が策定する「空き家等対策計画」について、全体の60%に当たる1,051市区町村が3月末までに策定を行い、前回調査（昨年10月時点）から11ポイント上昇したと公表した。市区町村には空き家等対策計画策定の義務はないが、本年度中には70%を超える見通しで、同省は「倒壊や景観悪化などに住民の懸念が高まっていることが背景にある」とみている。

都道府県別の策定率は、高知と大分が100%で、石川95%、富山93%などと続いた（策定率が50%を下回るのは、沖縄県、宮城県、北海道、宮崎県、秋田県の5道県）。

一方、空き家対策特別措置法が施行された2015年度以降の合計で、倒壊などの恐れがあるとし、市区町村が所有者に改善を助言・指導した「特定空き家」は541市区町村の1万5,586件に上った。このうち勧告件数922件、命令111件、代執行41件、略式代執行124件であった。

なお、平成28年度以降の一定の要件を満たす相続にかかる空き家等の譲渡に対しては譲渡所得の3,000万円特別控除の適用が認められることになったが、国土交通省は、この規定の適用対象となる被相続人居住用家屋に外形的に該当するとして、市町村長が所轄税務署に交付した書面件数が平成30年度（全国）には、7,774件に達したことを公表した（ただしこの交付件数は本特例が実際に適用された件数を意味するものではないことに留意が必要である）。

